

# 厚木市立情報プラザ条例及び同条例施行 規則の廃止の骨子

令和5年1月

厚木市

# 目次

1	現状と課題	
(1)	施設概要	1
(2)	これまでの経過	1
(3)	沿革	2
(4)	利用者の推移	3
(5)	貸館・講座の利用状況	3
(6)	情報通信機器の保有率	4
(7)	施設運営に伴う経費等（令和3年度）	5
2	これまでの検討結果	
(1)	市民アンケート調査	6
(2)	事業評価（外部評価・行政評価）	8
(3)	情報プラザの廃止に対する意見交換会	10
3	基本的な考え方	11
4	今後の情報格差に対する取組	11

## 1 現状と課題

### (1) 施設概要

#### ア 所在地

厚木市岡田 3050 番地

厚木アクストメインタワービル 2 階

#### イ 交通

本厚木駅からバス（約 10 分）※<sup>1</sup>

#### ウ 開館時間

平日 9 時～19 時

土・日・祝日 9 時～17 時

#### エ 面積

688.27 m<sup>2</sup>

#### オ 施設

デジタル工房（PC13 台）

ミニデジタル工房（PC7 台）



### (2) これまでの経過

情報プラザは、パソコンがまだあまり普及していなかった平成 11 年 2 月に、情報化社会の実現に向け、地域の情報化に寄与することを目的として、国の補助金の活用により、厚木アクストメインタワー 2 階に開設し、パソコンに関する講座を中心に事業を推進してまいりました。

しかしながら、多くの家庭においてパソコンが普及するとともに、スマートフォン等のモバイル通信機器の普及に伴い、場所にとらわれないインターネット接続環境が一般化したことから、平成 25 年度に体験目的である「メディアパーク」を閉鎖しました。

その後、民間においてもパソコン講座等のサービスが充実してきたこともあり、情報プラザの利用者数は年々減少傾向となり、パソコン講座受講者や貸館利用者の固定化が進み、限られた一部の利用者が繰り返し利用している状況となっています。

開設から 23 年が経過した現在、これまでの情報プラザ事業の推進やパソコンの普及により、市民の情報通信に関する理解は深まり、本市の情報化社会の実現という目的は一定の成果を上げております。

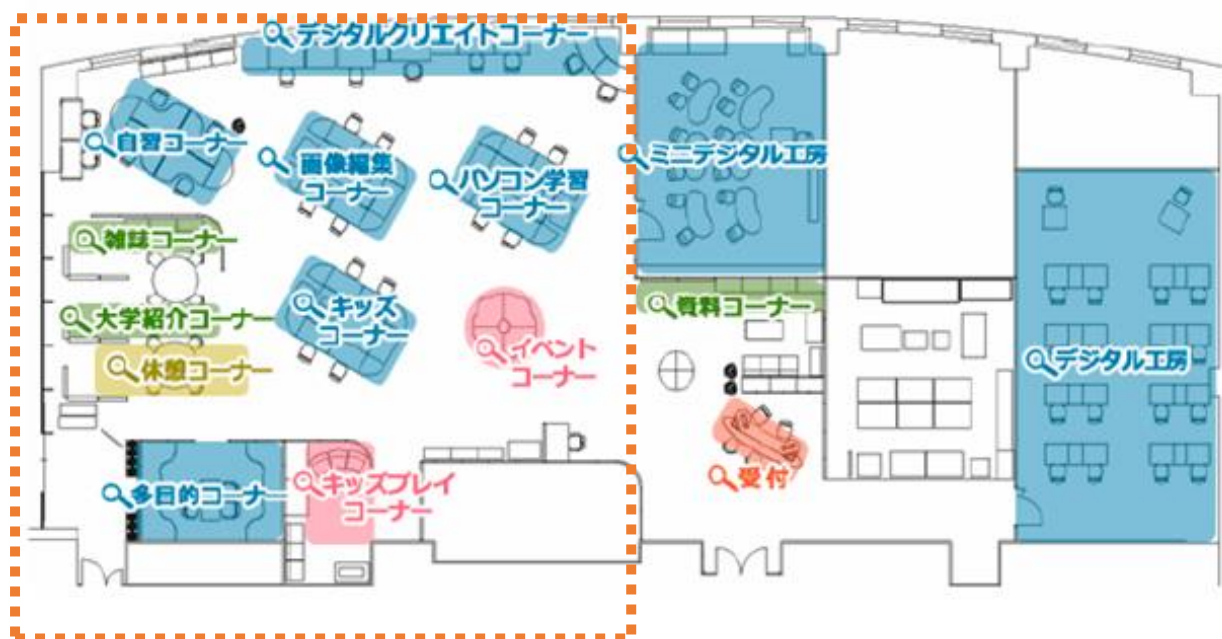
補足

※<sup>1</sup> 直線距離で約 1.8 km

(3) 沿革

- 平成 11 年 2 月 開設
- 平成 20 年 6 月 指定管理者制度導入
- 平成 26 年 3 月 メディアパーク廃止、指定管理者制度終了
- 平成 26 年 4 月 市直営で講座・貸館のみでの管理運営再開
- 平成 31 年 3 月 メディアパーク跡地を民間事業者の申出により貸付開始

開設当初の平面図



(メディアパーク)

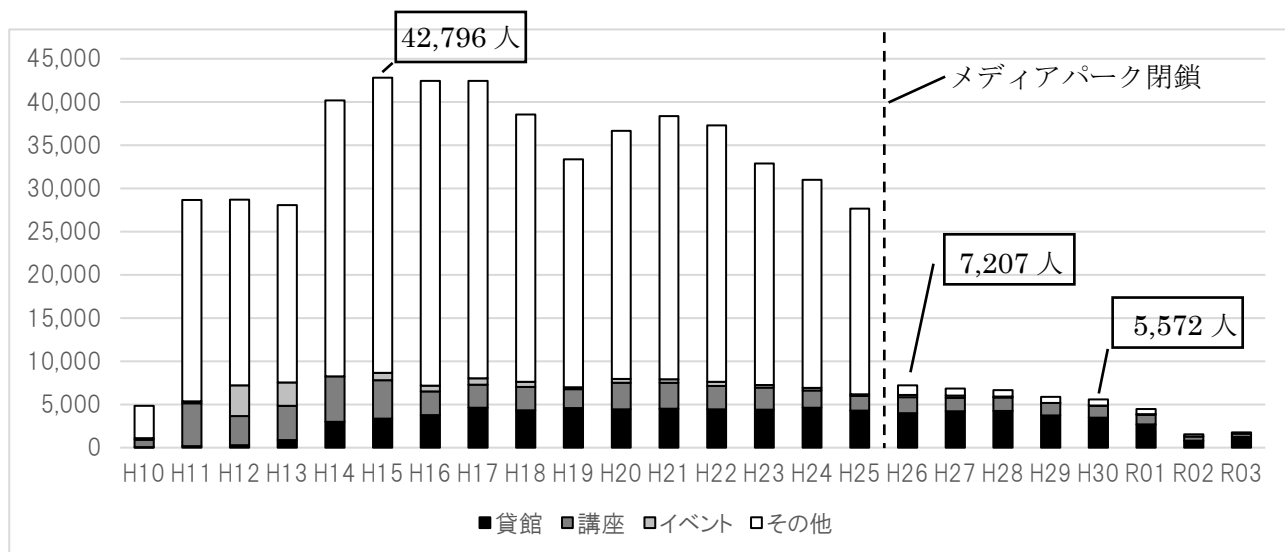
#### (4) 利用者の推移

情報プラザの利用者数は年々減少傾向にあります。

平成 15 年度の 42,796 人以降は徐々に減少し、メディアパーク閉鎖直後の平成 26 年度には 7,207 人、平成 30 年度には 5,572 人となっています。<sup>※2</sup>

利用者数の減少は、情報通信機器の普及が進んだこと等の社会状況の変化によるものと思われ、今後も情報プラザが実施する事業に対するニーズは低下し、利用者数は減少していくものと思われま。

情報プラザの利用者数の推移<sup>※3</sup>



#### (5) 貸館・講座の利用状況

情報プラザの貸館を利用する団体数は年々減少しており、市民ボランティア団体以外の団体登録数は、平成 29 年度は 24 団体、平成 30 年度は 9 団体でした。また、実際に貸館を利用した団体数は、平成 29 年度は 6 団体、平成 30 年度は 8 団体でした。<sup>※4</sup>

情報プラザ利用団体数の推移

団体数	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
登録団体数	24	9	9	4	4
利用団体数	6	8	6	3	3

パソコン講座の受講者数についても、平成 30 年度の延べ受講者数は 1,369 人でしたが、同じ受講者による複数講座の受講等を除いた実質受講者数は 309 人でした。<sup>※2</sup>

このように、限られた一部の利用者が繰り返し利用している現状は、施設運営としては好ましい状況ではありません。

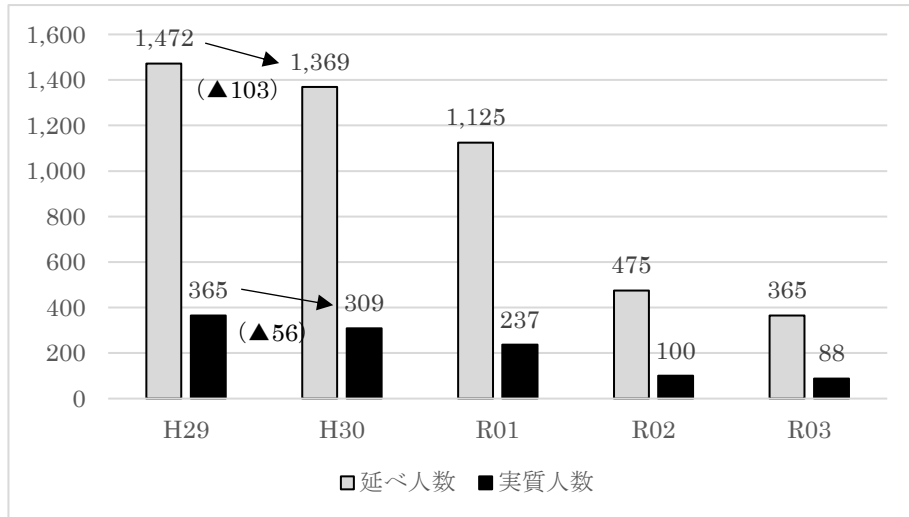
#### 補足

※2 新型コロナウイルス流行前の、通常どおり開館していた平成 30 年度を引用

※3 「その他」は主にメディアパークの利用者

※4 団体登録有効期間更新時期の前後の平成 29 年度及び平成 30 年度を引用

パソコン講座受講者数の推移



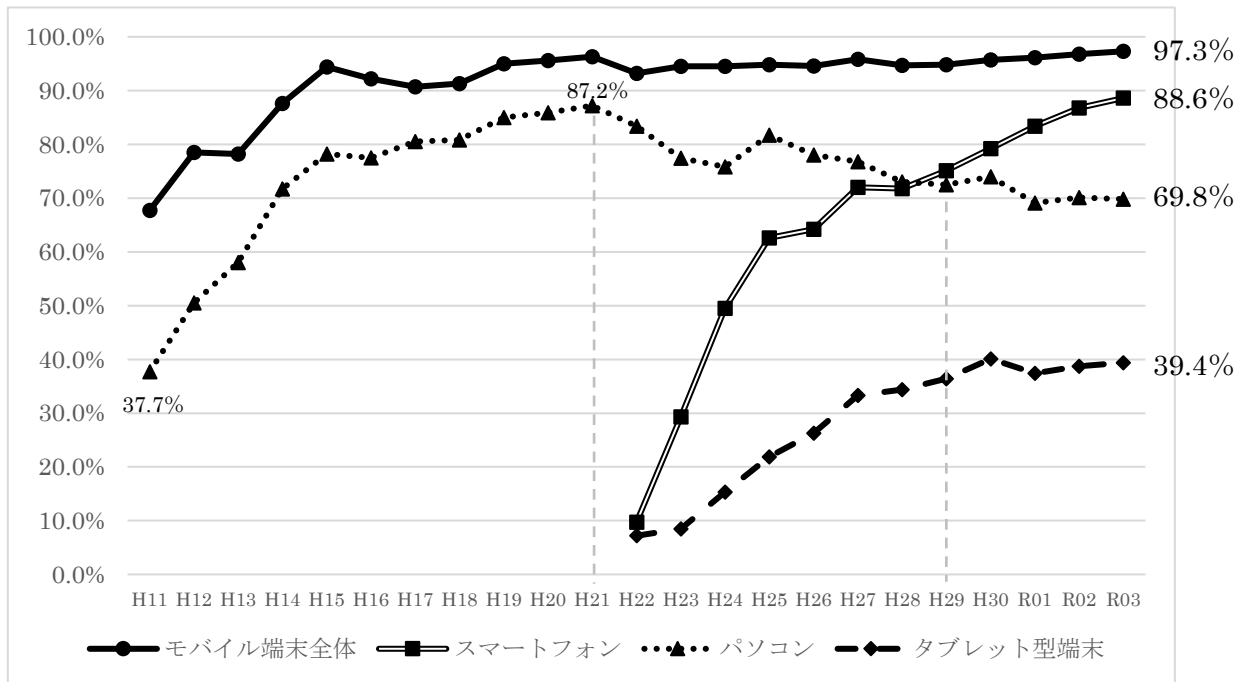
(6) 情報通信機器の保有率

令和3年総務省通信利用動向調査では、世帯の主な情報通信機器の保有状況は、スマートフォンが88.6%と最も高く、次いでパソコンが69.8%となっています。

平成22年度以降スマートフォン、タブレット型端末の保有率が急激に伸びている一方で、パソコンの保有率は平成21年度の87.2%をピークに減少傾向にあります。

今後もスマートフォンの保有率の増加に合わせ、パソコンの保有率は減少していくものと予想され、現在と同様な形でのパソコン講座では、需要は少なくなっていくものと想定されます。

主な情報通信機器の保有状況の推移（世帯）※5



補足

※5 「モバイル端末全体」には携帯電話・PHSと、平成21年度から平成24年度までは携帯情報端末（PDA）、平成22年度以降はスマートフォンを含む。

(7) 施設運営に伴う経費等（令和3年度）

令和3年度の施設運営に伴う収支は、収入額が9,550,489円、支出額が27,187,945円で差引17,637,456円の負担となっています。

経費には、会計年度任用職員の人件費や講座委託料等の情報プラザ事業に必要な経費のほかに、厚木アクストビルの床の一部を所有していることに伴うビルの修繕費や土地賃借料等のビル管理に係る経費があります。そのため、情報プラザ廃止後も床の一部を所有している間はビル管理に係る経費が必要となります。

施設運営に伴う収支（令和3年度）

内訳	収入額（円）	支出額（円）	差引（円）
情報プラザ事業に係る経費等 ○主な収入 ・情報プラザ講座参加費 ・情報プラザ貸館使用料 ○主な支出 ・報酬費(会計年度任用職員) ・パソコン講座業務委託料 ・駐車場代 (GP1:2台、船子:10台)	221,720	14,760,871	△14,539,151
厚木アクストビル管理に係る経費等 ○主な収入 ・建物貸付収入 ・アクストビル共用部一部使用料 ○主な支出 ・アクストビル維持管理費 ・土地賃借料	9,328,769	12,427,074	△3,098,305
合計	9,550,489	27,187,945	△17,637,456

## 2 これまでの検討結果

### (1) 市民アンケート調査

調査方法 郵送調査※<sup>6</sup>

対象者 満18歳以上の厚木市民(年代及び居住地区は全体の構成比に基づく。)

調査期間 令和4年5月16日～5月31日

調査対象数 4,400人

回答数 1,487人(33.8%)

情報通信技術等の利用に必要な知識の習得について、行政による講座等を望む回答は6.9%と低く、自分で学ぶ、家族友人から学ぶとの回答が大半を占めていました。

また、参加してみたい講習等については、ないという回答が最も多く39.5%でした。

アンケート結果からも、現状のままパソコン講座を続ける必要性は低いものと考えられますが、行政による講座等を望む声も少なからずあり、また、行政手続きのオンライン化等デジタル活用を進める中で、情報格差に対する取組は必要であると考えられます。

#### ○ 必要な知識の習得方法(複数回答可)

回答	回答率
自分で学ぶ	55.5%
家族から学ぶ	41.8%
友人、知人から学ぶ	29.9%
学校、職場で学ぶ	18.5%
行政等の講座	6.9%
有料の講座	4.0%
何もしない	13.9%
その他	3.1%

#### ○ 参加してみたい講習会(複数回答可)

回答	回答率
参加したい講習会はない	39.5%
スマートフォンの利用方法	20.8%
インターネットなどのセキュリティ対策講習	16.5%
パソコンの利用方法	15.7%
画像・映像編集ソフトの使い方	14.6%
文書作成・表計算等のビジネスソフトの使い方	11.4%
プログラミング講座	10.9%
SNSの利用方法	7.3%
タブレットの利用方法	7.2%
その他	3.4%

補足

※6 回答は郵送又は電子申請による。



○ 今後、情報プラザを利用したいと思いますか（複数回答可）

回答	回答率
利用したいと思わない	62.2%
パソコン講座を利用したい	21.5%
ボランティア団体の手ほどき等を利用したい	11.1%
貸館を利用したい	7.9%

○ 情報プラザを利用したいと思わない理由（複数回答可）

回答	回答率
場所が行きにくいと感じるため	52.8%
自身が所有するパソコン等を利用するため	42.4%
パソコン等の知識は自身や知人等から学ぶため	24.0%
団体に活動することがないため	14.0%
パソコン等の知識は民間の講座等から学ぶため	3.1%
その他	11.8%

○ 今後、情報プラザに必要なだと思うこと（複数回答可）

回答	回答率
市内の各地区での講座等の実施	36.1%
講座内容の充実	31.0%
市街地への移転	26.9%
情報機器の最新化	17.1%
現状のままでよい	13.6%
情報プラザは必要ない	7.3%
その他	6.3%

## (2) 事業評価（外部評価・行政評価）

### ア 外部評価

令和4年7月に実施した外部評価での外部評価委員の評価は、要改善3、縮小1、廃止2でした。

要改善及び縮小の意見としては、現在の講座の内容を大きく変更することや、講座等の実施場所の変更が必要であるとされています。

また、廃止の意見としては、立地の問題や利用者の長期減少傾向から、早期の廃止が必要であるとされています。

### 【 外部評価の主な意見 】

評価区分	外部評価委員	主な意見
要改善	3	<ul style="list-style-type: none"><li>・パソコン研修は、今後必要なくなる。eスポーツに転用を検討してほしい。女性向け講座やスマートフォン講座、オンライン講座を開催してはどうか。</li><li>・公民館でのスマートフォン講座への転向は良いと思う。他自治体で高齢者向けに無料でスマートフォン講座を行ったところ、オンライン町内会ができるようになり、高齢者のスマートフォン所持率が飛躍的に伸びた事例がある。</li><li>・廃止ができないのであれば、時代はパソコン教室ではなくDXである。内容をプログラミングやVRの体験にして小学校で活用するなど、内容を変更する必要がある。</li></ul>
縮小	1	<ul style="list-style-type: none"><li>・ニーズは変化しているため、大幅な内容の変更が求められる。床の利用方法については、補助金の返還義務について総務省と交渉する必要がある。</li></ul>
廃止	2	<ul style="list-style-type: none"><li>・立地の問題、コロナ以前からの利用者の長期減少傾向から見て、廃止に向けて手続きを進めるべきである。また、貸館については、用途を限定しない方が良い。</li><li>・なるべく早く決断し、必要なプロセスに従って行動に移すべきである。</li></ul>

## イ 行政評価

外部評価の結果を受け実施された行政評価委員会では、講座等の今後の方向性と情報プラザの廃止に向けた検討を行うものとするとの評価を受けました。

### 【 行政評価と評価理由 】

評価区分	評価理由
廃止	<p>情報プラザは、平成 11 年 2 月に設置以降、情報通信に関する学習等を行う団体への貸館やパソコン講座等を開催することで、市民の情報化社会への対応の支援に寄与してきた。</p> <p>しかしながら、情報通信技術の進展による市民ニーズの変化や民間事業者によるサービスの提供などにより、パソコン講座等の参加者や貸館の利用者は減少傾向にある。</p> <p>こうした現状や情報化に関する市民アンケート結果を踏まえ、講座等の今後の方向性と情報プラザの廃止に向けた検討を行うものとする。</p> <p>なお、本事業は、情報プラザの運営に係る経費であるため、今後の方向性に合わせ適切に対応するものとする。</p>

### (3) 情報プラザの廃止に対する意見交換会

令和4年11月に情報プラザの廃止に対する意見交換会を実施し、情報プラザで活動している団体の方々から御意見をいただきました。

いただいた御意見は、本市における情報化の理念を問うものや、情報機器を常設した施設や市民が気軽に相談できる場所を望むものでした。

これらの御意見を踏まえ、本市の取組として、最適な方法を検討してまいります。

#### 【意見交換会の概要（抜粋）】

質問・意見の概要	市の考え方
情報プラザは、情報と友達になることが理念だったはずであり、その理念を継続して、どのような形で誰が運営主体になって情報処理の能力が追いついていかない方々にサポートしていくのか。	本市における情報化につきましては、「ICTの恩恵を誰もが享受できる社会の実現」を目指し、ICTの利活用により市民が充実した生活を享受できるまちづくりに取り組んでおり、その取組の一環としてパソコン講座やスマートフォン教室等による支援を行ってきました。 しかしながら、行政が全ての支援を行うことができないことから、民間のパソコン教室や情報機器販売店のサービス等も十分に活用していただき、その上で必要な支援を検討しながら実施していきたいと考えています。
スマートフォンに移行するという考えのようだが、スマートフォンは画面や文字が小さいため、高齢者はパソコンの使用者の方が多い。	アンケート調査の結果では、60歳以上のICT機器利用状況は、パソコンよりもスマートフォンの利用率が高くなっています。また、フォントサイズや表示サイズの変更により、高齢者においても見やすく操作できるものと考えています。しかしながら、パソコンを利用している方もいることは認識しておりますので、必要な支援等については、今後も実施していきたいと考えています。
情報プラザを利用してきた団体は今後どのように活動すればよいのか。	貸館利用による団体活動につきましては、公民館や市民交流プラザ等の公共施設を御利用いただけます。

<p>講座のように1度教えて終わりではなく、ボランティアが常にいていつでも相談できるような場所や仕組みが厚木市として必要だと思う。</p> <p>また、市街地は駐車場がないので駐車場がある所がよい。</p>	<p>市民の皆様が気軽に相談できる体制については、継続するよう検討していきます。</p>
---	--

### 3 基本的な考え方

現在の情報プラザの置かれている現状や社会環境の変化から、情報化社会の実現に向けて地域の情報化に寄与するという情報プラザの所期の目的は概ね達成され、その役目は終わったと考えられます。

こうした、現在の情報プラザの置かれている現状や社会状況、市民アンケート調査や外部評価等の結果を踏まえ検討を重ねた結果、情報プラザを廃止することが望ましいと考えます。

なお、情報プラザの開設時に国庫補助金の交付を受けているため、情報プラザを廃止した場合は国庫補助金の返還が必要となります。

廃止の時期につきましては、令和5年度に厚木市立情報プラザ条例の廃止を議会に提案し、議決された場合は周知期間を考慮して、令和5年度末の廃止を考えています。

### 4 今後の情報格差に対する取組

情報プラザを廃止した場合には、市民の皆様が気軽に相談できる体制について、継続するよう検討していきます。

また、新たな取組の中で、スマートフォン講座やセキュリティ講座等を実施していきます。

